



消費者庁における製品安全の取組について

令和8年6月22日
消費者庁消費者安全課



事故情報の集約・活用

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

関係省庁・地方公共団体等

消費生活相談窓口
国民生活センター
消費生活センター等

消費者安全法に基づく通知

消費者事故等の通知
5,990件※1

PIO-NET情報
(全国消費生活情報
ネットワークシステム)
14522件※1

事業者

消費生活用製品安全法
に基づく報告

重大製品
事故の報告
(消費生活用製品※2)
1,425件※1

事故情報データ
バンク参画機関

医療機関ネット
ワーク参画機関

個別法によらない任意の情報提供

事故情報
の提供
5,819件※1

事故情報
の提供

※1 2025年度登録件数。

※2 消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く製品。

消費者庁(事故情報を一元的に集約し、分析)

累積件数: 431,320件、2025年度登録件数: 29,106件

(※医療機関ネットワーク参画機関からの情報提供除く)

消費者安全調査委員会
(生命身体事故等の原因を調査)

事故情報のWeb掲載等

- ・定期公表・各省との共有
- ・事故情報データバンク

閲覧

注意喚起情報の公表等

記者発表

周知依頼

対応要請
周知依頼等

調査の申出

報告書等の
公表

マスメディア

地方公共団体

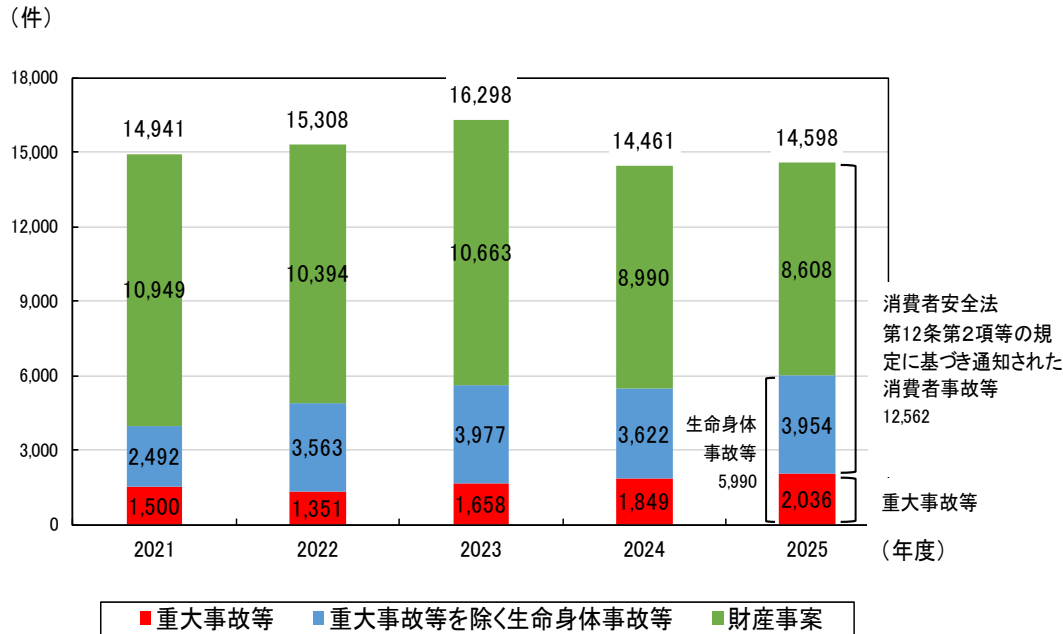
事業者団体/
会員企業

SNS・メールマガジン
「みんなの消費安全ナビ」

消費者

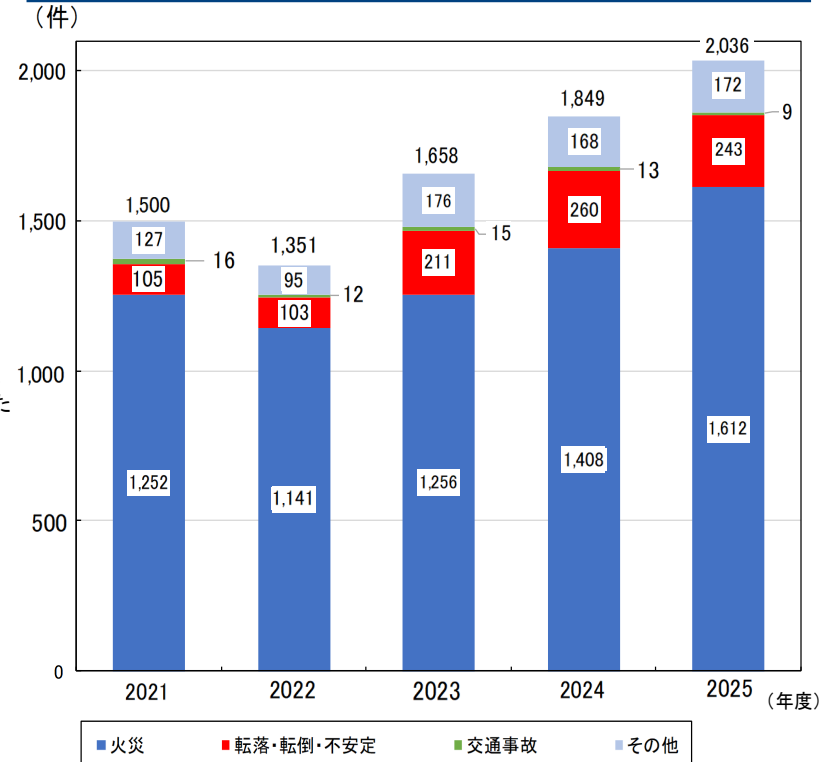
消費者事故等の通知件数の推移

消費者安全法の規定に基づき消費者庁に通知された消費者事故等の件数の推移



- (備考) 1. 消費者安全法の規定に基づき、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に通知された消費者事故等の件数。
 2. 「重大事故等」とは、消費者安全法第12条第1項等の規定に基づき通知された重大事故等のこと。

生命身体事故等（重大事故等）の事故内容別の推移



- (備考) 1. 消費者安全法の規定に基づき、消費者庁に通知された消費者事故等のうち、生命身体事故等（重大事故等）の件数。
 2. 「その他」には、発煙・発火・過熱、点火・燃焼・消火不良、破裂、ガス爆発、ガス漏れ、燃料・液漏れ等、化学物質による危険、漏電・電波等の障害、製品破損、部品脱落、機能故障、操作・使用性の欠落、誤飲、中毒、異物の混入・侵入、腐敗・変質、その他、無記入が含まれる。

注意喚起の実施

消費者や事業者等に幅広く周知するため、消費者庁ウェブサイトのほか、SNS、メールマガジンといったツールを活用し、様々なテーマについて注意喚起を実施。

X (旧Twitter) の活用

○消費者庁X (旧Twitter) (@caa_shohishacho)



消費者庁
@caa_shohishacho フォローされています
消費者庁の公式アカウントです。更新情報、注意喚起等の配信を行っています。
ソーシャルメディア運用方針: caa.go.jp/socialmedia_gu...
東京都千代田区霞が関 caa.go.jp
2011年1月からTwitterを利用しています
12 フォロワー中 30.9万 フォロワー

消費者庁 @caa_shohishacho · 2024年12月5日
【リチウムイオン電池使用製品のトリセツ】
#リチウムイオン電池 は身近な製品に使われていますが、取扱いを誤ると火災事故にも、
発熱ウェア等のバッテリー、充電式カイロなどでも事故が発生しています。
これからの寒い時期、取扱いに注意して！
注意点は→
caa.go.jp/policies/police...
#BatterySafety



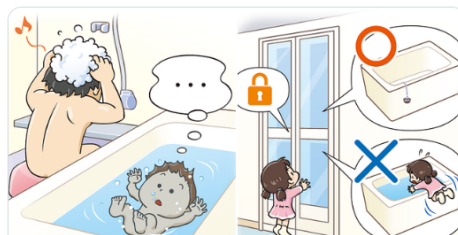
0 4 129 179 2.5万 5

○消費者庁 みんなの消費安全ナビX (旧 Twitter)
(@caa_kodomo)



消費者庁 みんなの消費安全ナビ
@caa_kodomo
消費者庁の公式アカウントです。事故防止に関する情報を配信しています。
東京都千代田区霞が関 caa.go.jp/policies/police...
2017年4月からXを利用しています
0 フォロワー中 2.3万 フォロワー

消費者庁 みんなの消... @caa_k... · 2月12日 プロモーションする ...
【お風呂での事故】
寒い季節の温かいお風呂。楽しい時間ですが子どもが溺れる事故も。
○浴室への入室は大人から、退室は子どもから
○大人の洗髪時は子どもを浴槽から出して
○小さな子どもだけで入浴させない
などで事故防止！
★溺水以外の事故も起きています。詳しくは
caa.go.jp/policies/police...



注意喚起のテーマ例

- リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう - 身に着ける、持ち歩く製品にも使用されています -
- 「磁石」や「吸水樹脂ボール」の誤飲に注意！
- 飲み込んだ後、開腹手術を要する事故が発生 -
- 高齢者の事故に注意し、年末年始を安全に過ごしましょう！ - 餅による窒息、入浴中の溺水、掃除中の転落等に注意 -
- 「除雪機の事故」を招く5つのNG行動
～安全機能の無効化は絶対やめて～
- 棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意
- トランポリンパークでの事故が続いています！
- 施設の注意事項・禁止事項等をよく確認し、安全に遊ぶようにしましょう -
- エステサロン等でのHIFU施術にはリスクがあります

リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する(2030年まで)

※下線・太字は新たな取組

① 国民・事業者への周知啓発

- **多様な媒体や多言語(英語、中国語等)を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信**
- **情報を一元化するポータルサイトの設置**
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施

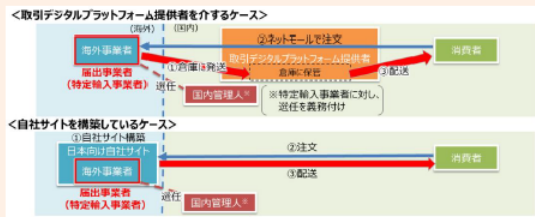


② 製造・輸入・販売時の対策

- 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底(経産)
- **連絡不通事業者の公表(経産)**
- ネットパトロール事業による違法製品監視強化(経産)
- NITE※による発火原因究明の体制強化(経産) ※製品評価技術基盤機構
- 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示(経産)



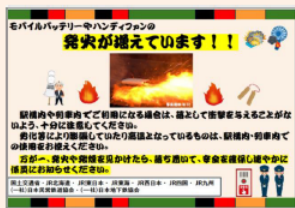
PSEマーク



連絡不通事業者の公表

③ 使用時の対策

- **若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化(消費、消防、経産、環境)**
- **リコール情報の周知強化(消費、経産)**
- **公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知(国交)**
- **リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携(消防、経産)**
- **リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討(消防)**



注意喚起ポスター(鉄道)



製品の火災調査

④ 廃棄時の対策

- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進(経産、環境)
- **他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応(環境)**
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援(環境)
- **膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定(環境)**
- **消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化(環境、消費)**



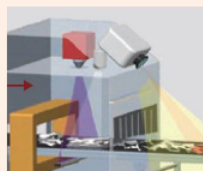
分別回収ボックス



リチウムイオン電池火災防止強化キャンペーン

⑤ 処理・再利用の対策

- **廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援(環境)**
- **広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援(環境)**
- 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援(環境)
- **リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援(経産)**



AIを活用した高度選別機



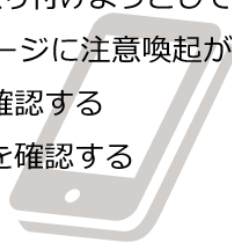
広域的収集事業スキーム

<ワンボイスでの呼びかけ>

リチウムイオン電池の「3つのC」

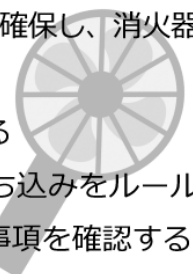
賢く選ぶ Cool choice

- ①購入前に、販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する
- ②PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する
- ③非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する
- ④購入時に廃棄の方法を確認する



丁寧に使う Careful use

- ①強い衝撃や圧力を加えない
- ②高温になる場所では使用・保管しない
- ③安全な場所で目の届く所で充電する
- ④異常を感じたら使用を中止する
- ⑤発火した時はまず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する
- ⑥リコール情報を確認する
- ⑦公共交通機関では、持ち込みをルールを守るとともに、留意事項を確認する



正しく捨てるそして資源循環 Correct disposal with better recycling

- ①リチウムイオン電池使用の有無を確認する
- ②廃棄する前には電池を使い切る
- ③廃棄方法（メーカー回収や地方公共団体の回収区分）を確認する
- ④リサイクルされる廃棄方法を選択する



消費者庁における対応(リチウムイオン電池使用製品)

リチウムイオン電池使用製品による事故のリスクについて、消費者に対して、製品選択・購入時、使用時、廃棄時のそれぞれの場面で注意すべきポイントを示した注意喚起を、令和6年度に実施し、令和7年度にも総務省消防庁、経済産業省、環境省と連携して公表。訪日・在留外国人向けに、英語・中国語の注意喚起資料も作成。
移動が増える長期休暇前、引越しを機に廃棄が増える年度末など、時機を捉えて繰り返し注意喚起を実施。



News Release

令和7年10月2日

リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう
— 身に着ける、持ち歩く製品にも使用されています —

列車内でのモバイルバッテリーの発火事故や、スマートフォンの発火事故について、ご存じの方も多いかと思えます。このような発火事故の原因の一つとして、製品にリチウムイオン電池が使用されていることが挙げられます。
リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやスマートフォンのほか、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ、携帯用扇風機など日常生活で身に着けたり、持ち歩いたりする様々な製品に使用されており、消費者庁にはこれらのリチウムイオン電池使用製品¹についての発熱・発火等の事故情報が寄せられています。

また、リチウムイオン電池使用製品を他のごみと混ぜて廃棄することが、ごみ収集車やごみ処理施設での発火の原因になっていることがあり、問題となっています。
今回は、日常生活で身に着ける、持ち歩くリチウムイオン電池使用製品を中心に、発熱・発火等の事故情報と併せて、製品を使用・廃棄する際のポイントをご紹介します。



【使用の際のポイント】

- (1) 強い衝撃や圧力を加えないようにしましょう
- (2) 高温になる場所では使用・保管しないようにしましょう
- (3) 充電は、安全な場所で、なるべく起きている時に行いましょう
- (4) 異常を感じたら使用を中止しましょう
- (5) 発火した時はまず安全を確保し、できれば大量の水で消火しましょう
- (6) 製品情報、リコール情報を確認しましょう
- (7) 公共交通機関では、持ち込みルールを守りましょう

【廃棄の際のポイント】

- (1) リチウムイオン電池が使用されているかを確認しましょう
- (2) リサイクル可能なものは、リサイクルしましょう
- (3) 廃棄方法を確認して、廃棄しましょう
- (4) 廃棄する前にはなるべく電池を使い切らしましょう

¹ 本資料中において、リチウムイオン電池が使用された製品のことを指します。

注意喚起資料 (HP掲載)

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_083/)



啓発用チラシ

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_083/asset/s/caution_083_251002_0002.pdf)

今後の課題

引き続き、特にリチウムイオン電池使用製品を使う機会の多い若者向けの広報が課題。
今後は、既存のツールに限らず、ショート動画等の多様なツールを用いて、あらゆる世代に届く周知・啓発に取り組んでまいりたい。



SNS投稿 (X : 旧Twitter)
(https://x.com/caa_shohishacho/status/1973636809105269013)

リコール情報も確認

【特集】モバイルバッテリー・特設ページ

最新情報、リコール情報も確認しましょう

製品名	【特設】モバイルバッテリー
製品名	各メーカーが製造している製品への回収が完了しています。
製品情報	【製品名等】 ※製品名は、製品情報ページを参照してください。 ※回収対象となる製品は、製品情報ページを参照してください。
回収期間	2025年10月2日
お問い合わせ先	製品のメーカーに直接お問い合わせください。 ※お問い合わせ先は、製品情報ページを参照してください。



消費者庁リコール情報サイト
モバイルバッテリー特集ページ
(<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rcl=00000034421&screenbn=06>)

消費者庁リコール情報サイト

- 関係機関や地方公共団体、事業者等が情報発信しているリコール（回収・無償修理等）情報を集約し、消費者に情報提供するため、平成24（2012）年4月より運用を開始。
- 関係機関には、国土交通省（自動車）、厚生労働省（医薬品、化粧品、食品衛生等）、経済産業省（家電製品、住居品等）、消費者庁（食品表示）、医薬品医療機器総合機構【PMDA】（医薬品等）、製品評価技術基盤機構【NITE】（製品）などがある。
- 事業者からの掲載依頼にも対応。

○リコール情報検索

製品カテゴリー、あるいはキーワードによるリコール情報が検索可能

○重要なお知らせ

重大製品事故（死亡、30日以上の治療を要する傷病、一酸化炭素中毒、火災等）等が発生しているリコール製品のうち、最新のものから8件表示

○新規登録情報

新たに登録されたリコール情報を表示

○リコールメールサービス
日々更新されるリコール情報をメール配信
全体版のほか、「高齢者向け」「子ども向け」を配信

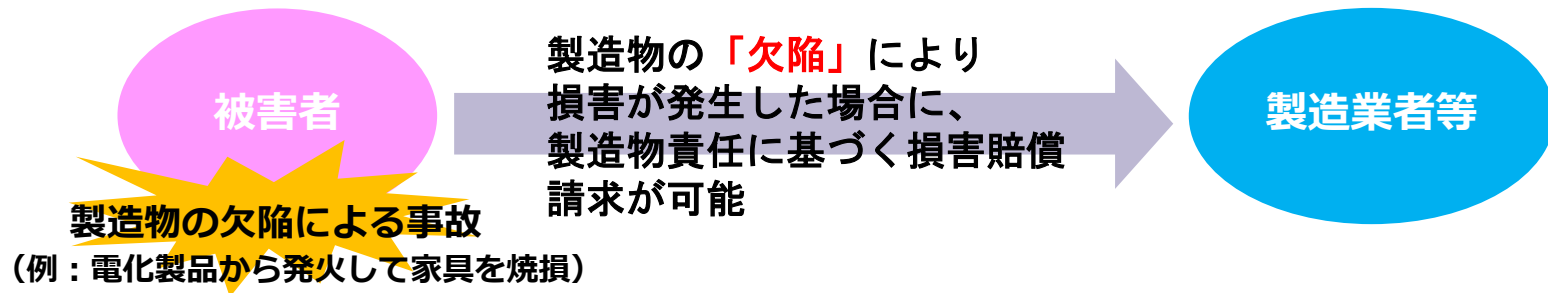
○対象別ページ
高齢者向け・子ども向け用品（子ども向け用品及び食品のアレルギー物質の表示欠落に関する情報）に関するリコール情報を別途集約

○関連情報
リコール関連のニュースリリースや、製品安全に関する相談先、海外のリコール情報などを表示

製造物責任法(PL法)

製造物責任(P L)法は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に損害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた法律。

BtoC、BtoBいずれの争訟にも適用される民事ルールであり、最終的には個別の事案に応じて裁判所で判断される。



製造物責任に関する調査・研究の取組

- 製造物責任に関する訴訟情報の収集・公表
消費者庁において、製造物責任に関する訴訟情報を収集し、提訴内容・争点・判決内容等を整理のうえ消費者庁ウェブサイトにて公表することを通じて、消費者や事業者への情報提供を行う。
- 我が国と海外の製造物責任を巡る有識者・実務家ヒアリング (令和6年度～)
我が国と海外の製造物責任を巡る状況について、学者、弁護士、PLセンター、保険会社等の有識者・実務家へのヒアリングを実施中。概要は消費者庁ウェブサイトにて公表。
- 製造物責任関連制度に係る海外の法整備等の動向に関する調査 (令和7年度～)
令和7年度は、欧州連合加盟国等における法整備等の動向について委託調査を実施。
また、令和8年度は米国の動向についての委託調査を実施予定。令和9年度以降も継続実施を想定。

日本版製品安全誓約

日本版製品安全誓約の全体概要について

- ▶ 日本版製品安全誓約は、OECD（経済協力開発機構）が公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえ、消費者庁を始めとする消費者向け製品の規制当局とOM（オンラインマーケットプレイス）^{（※1）} 運営事業者により策定し2023年6月29日にスタート。
- ▶ OM上において出品される、**リコール製品や安全ではない製品の出品削除等を内容とした製品安全に係る「官民協働の自主的な取組」**^{（※2）}であり、こうした製品から消費者の安全を確保することが目的。**重要業績評価指標（KPI）も算出。**
- ▶ OMは、自主的又は規制当局からの要請に応じた**リコール製品や安全ではない製品の出品削除を始め、全12項目の取組の実施を誓約したうえで署名。**

※1）OM（オンラインマーケットプレイス）は、日本国内において、例えば、モールやオンラインモールとも呼ばれるが、オンラインで製品の取引の「場」を提供している事業者が日本版製品安全誓約の対象となることを明確化するため、「オンラインマーケットプレイス（Online Marketplace）」と記載。

※2）日本版製品安全誓約は、あくまで自主的な取組であり、特定の法律に基づくスキームではない。

製品安全誓約の声明（抄）

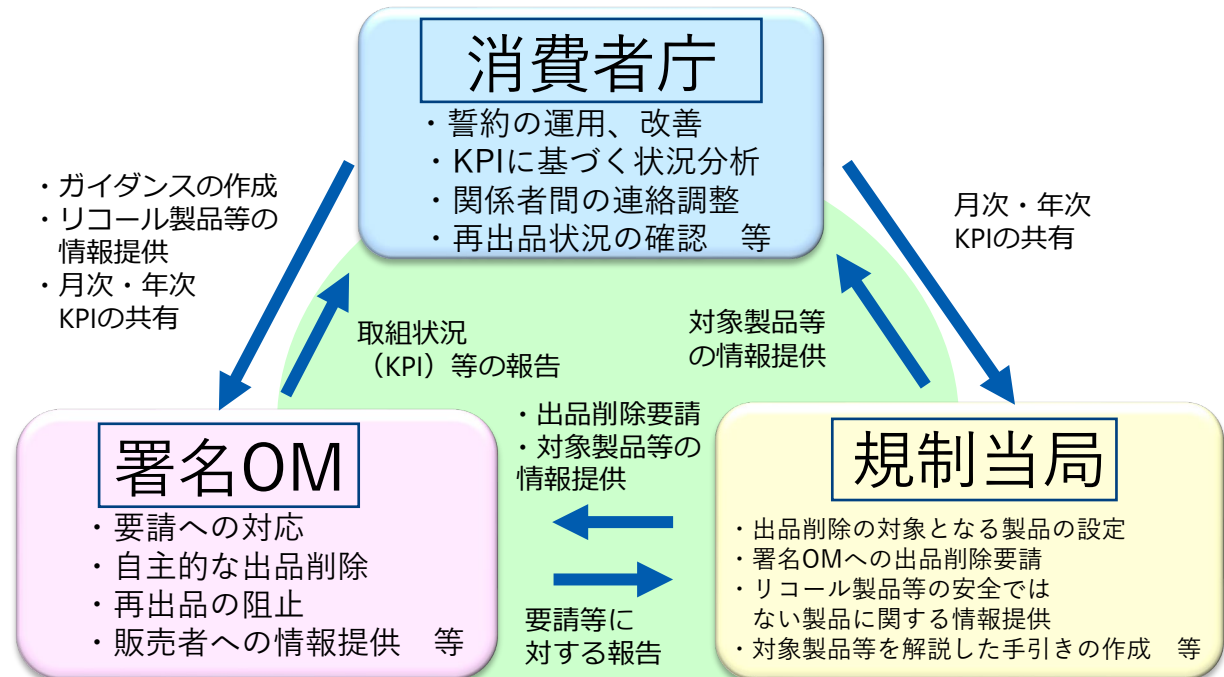
序文

近年、オーストラリア競争・消費者委員会、欧州委員会、韓国公正取引委員会、韓国消費者院を始めとする複数の消費者製品安全当局が、多くのオンライン市場との間で製品安全誓約を締結し、このような市場における安全ではない製品のリスクに対する消費者保護を強化している。

OECD消費者政策委員会の下部作業部会であるOECD製品安全作業部会（Working Party on Consumer Product Safety: WPCPS）は、国内及び地域レベルでこのような誓約の締結が進むことを奨励し、誓約に盛り込まれる主なコミットメントを特定するため、本声明を作成した。

（出所）消費者庁「OECD 製品安全誓約の声明」（仮訳）

日本版製品安全誓約の枠組みイメージ



日本版製品安全誓約の項目について

- **日本版製品安全誓約（本文）は、全12項目で構成。**OMはこれら12項目全てについて遵守することを誓約し署名。
- 第1項において署名OMによる自主的な出品削除等の対応を、また第3項において規制当局による出品削除要請への対応について記載。
- OM運営事業者が誓約の各項目の内容を理解する際の参考資料となる「事業者向けガイダンス」を消費者庁にて策定。

日本版製品安全誓約（第1～6項目）

1. **規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処**する。
2. 規制当局からリコール製品や安全ではない製品に関連する情報の通知又は出品削除要請ができるよう、**専用の窓口**を提供する。
3. **規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内に**、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の**出品を削除**する。また、規制当局に対して、**実施した措置とその結果を通知**する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品の**サプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応**する。
5. 規制当局からの情報提供の要請に係る対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための**内部管理体制を構築・維持**する。
6. **誓約の署名者に対して**、リコール製品や安全ではない製品が出品されていることを**消費者が直接通知できる手段を提供**する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、**5営業日以内に適切な対応**を行う。

日本版製品安全誓約（第7～12項目）

7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、**規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有**するなど、**法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供**する。
8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する**各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供**する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品や安全ではない製品の**販売を阻止又は制限するための制度を構築・維持**する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどをする**悪質な販売者に対して、適切な措置を講ずる**。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の**再出品を阻止するための適切な措置を講ずる**。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出や出品削除の水準を向上させるための**新技術やイノベーションの活用を積極的に検討**する。

参加規制当局・OM運営事業者及び対象製品について

- 日本版製品安全誓約へ現在参加している**規制当局は5省庁**。それぞれの規制当局の所管している**計10本の法律**により規定された製品について、安全性等が確認されなかった場合、出品削除の対象となる。
- 日本版製品安全誓約へ現在署名した**OM運営事業者は9社**。BtoCのみならず、フリマのようなCtoCの業務形態のOMも含まれている。

○日本版製品安全誓約の取組に参加している**規制当局**

2026年5月31日時点

省庁名	所管法令
消費者庁	・消費生活用製品安全法
総務省消防庁	・消防法
厚生労働省	・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 ・麻薬及び向精神薬取締法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
経済産業省	・消費生活用製品安全法 ・電気用品安全法 ・ガス事業法 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ・高圧ガス保安法
国土交通省	・道路運送車両法

○日本版製品安全誓約に署名した**OM運営事業者**

2026年5月31日時点

署名日	OM運営事業者	運営しているOM
2023年 6月29日	アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
	eBay Japan合同会社	Qoo10
	auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
	株式会社メルカリ	メルカリ (CtoC) メルカリShops
	株式会社モバオク	モバオク (CtoC)
	LINEヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング Yahoo!オークション (CtoC) Yahoo!フリマ (CtoC) LINEギフト
	楽天グループ株式会社	楽天市場 楽天ラクマ (CtoC)
2024年 9月20日	三井不動産株式会社	Mitsui Shopping Park &mall 三井アウトレットパーク オンライン
2026年 1月30日	Whaleco Japan株式会社	Temu

日本版製品安全誓約の主な**対象製品**について

- 各規制当局が、対象製品の「安全ではない製品」の考え方や、具体的な取組内容等まとめた「手引き」をOM運営事業者に向けて策定。

①電気用品安全法に基づく電気用品

・リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー含む）、直流電源装置（ACアダプター）等のいわゆるPSEマークの表示が必要な製品

②消費生活用製品安全法に基づく特定製品

・石油ストーブ等のいわゆるPSCマーク、又は乳幼児用ベッド等のいわゆる子供PSCマークの表示が必要な製品

③道路運送車両法に基づく年少者用補助乗車装置

・チャイルドシート

④有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品

・おしめ、下着等の繊維製品（ホルムアルデヒドの含有量等を規定）、家庭用エアゾール製品（トリクロロエチレンの含有量等を規定）等

2025年の出品削除の実施状況（数量的KPI）

○ 国内全体の状況

- 2025年は①指定したウェブサイト等を参照した署名OMによる自主的な出品削除を**14,172件**、②規制当局からの要請に応じた出品削除を**590件実施**。特に自主的な出品削除においては**2024年と比較すると約2倍**。
- このほか、署名OMは、リコール製品等について、上記①②以外でも、③製造事業者等から自主的に収集した情報等に基づき**2,853件**、消費者からの申出に基づき**125件**の出品削除を実施。

1. 指定したウェブサイト等を参照した署名OMによる自主的な出品削除【誓約第1項目関係】

<ul style="list-style-type: none"> ・算出 対象：参照サイト等を参照し、運営するOM上で、出品削除すべきリコール製品等として特定した件数（出品数）：14,172件 (A) 特定した日の翌営業日から起算して、2営業日までに出品削除した件数（出品数）：14,172件 (B) ・参照サイト：消費者庁「リコール情報サイト」、厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」、経済産業省「リコール情報」 署名OMは、運営するOM上に該当製品が出品されていないか、型番・ロット等との照合や生命・身体へのリスクを確認 	100%実施 実施割合 (B/A×100) %
2024年の実施状況【参考】 <ul style="list-style-type: none"> ・算出 対象：参照サイト等を参照し、運営するOM上で、出品削除すべきリコール製品等として特定した件数（出品数）：<u>7,407件 (A)</u> 特定した日の翌営業日から起算して、2営業日までに出品削除した件数（出品数）：<u>7,407件 (B)</u> 	<u>100%実施</u>

2. 規制当局からの要請に応じた出品削除【誓約第3項目関係】

<ul style="list-style-type: none"> ・算出 対象：規制当局から出品削除要請を受け、出品削除すべきリコール製品等として特定した件数（出品数）：590件 (A) 特定した日の翌営業日から起算して、2営業日までに出品削除した件数（出品数）：581件 (B) ・製品 内訳：直流電源装置（264件）、リチウムイオン蓄電池（119件）、エル・イー・ディー・電灯器具（69件） 広告灯（38件）、年少者用補助乗車装置（28件）、その他（72件） ・そ の 他：消費者庁は、月次で、規制当局からの要請に応じた出品削除の状況を公表 	98.5% 実施 実施割合 (B/A×100) % <small>※全て特定した当該月には出品削除済</small>
2024年の実施状況【参考】 <ul style="list-style-type: none"> ・算出 対象：規制当局から出品削除要請を受け、出品削除すべきリコール製品等として特定した件数（出品数）：<u>561件 (A)</u> 特定した日の翌営業日から起算して、2営業日までに出品削除した件数（出品数）：<u>561件 (B)</u> 	<u>100%実施</u>

3. その他の出品削除の状況【参考】

- ・署名OMは、製造事業者等からの情報連絡などにより、リコール製品等に該当すると確認した製品について、出品削除を**2,853件**実施。（2024年は2,711件）
- ・署名OMは、消費者からリコール製品等への該当性に係る照会を受け、リコール製品等に該当すると確認した製品について、出品削除を**125件**実施。（2024年は125件）